

2023年3月期 第104回

yamato

定期株主総会

日時 | 2023年6月29日（木曜日）午前10時

場所 | 兵庫県姫路市南駅前町100番
ホテル日航姫路 3階 光琳の間

開催場所を前回開催の定期株主総会会場から変更
しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

お願い _____

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知を
ご持参くださいますようお願い申し上げます。



大和工業株式会社

証券コード：5444

株主のみなさまへ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大和工業グループは、「鉄で未来を 未来の鉄を」をミッションに掲げ、姫路を本拠地として、海外では米国・タイ・韓国・中東(バーレーン、サウジアラビア)、ベトナムで事業を展開しています。いずれの拠点に於いても、その国・地域が発展し繁栄していくために必要な社会インフラの整備に、「地産地消」即ち地元に根付いた形で貢献し、各国、各地域の発展とそこに住む人々の今と未来を支えていくとの想いがこのミッションに込められています。

2022年度の連結業績につきましては、好調に推移した米国事業がグループ全体の業績を牽引したほか、各国の各事業もそれぞれ連結業績に貢献し、昨年度に引き続き、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を更新しました。2023年度も更なる事業成長に向け、成長の源泉である海外事業を更に発展・拡大させていくべく、既存の海外事業拠点に於ける事業の良質化に向けた取り組みの深化に加え、将来に向けた新たな成長投資にも積極的に挑戦していくと共に、それを支える人材育成に一層注力して参ります。

当社は引き続き、成長投資、そして株主の皆様に対する利益還元を推し進め、持続的な企業価値の向上を実現していくことにより、皆様のご期待にお応えできるよう努めて参ります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 小林幹生

企業理念



MISSION

鉄で未来を 未来の鉄を

グローバルな鉄事業で、新たな価値を創造し、豊かな社会の実現に貢献します

VISION

最先端の技術で、世界のインフラを支える

鉄のリーディングカンパニーを目指します

Yamato SPIRIT

誇り 鉄・軌道のプロフェッショナルとして、自覚と責任を持ち行動します

モノづくり 世界基準の製品・サービスを、徹底した安全のもと提供します

グローバル 世界中、どこにおいても通用する人材となります

和の精神 国籍、性別、年齢を超えてチームワークを発揮します

フェア 高い倫理観を持ち、公正・誠実に判断、行動します

挑戦 目標を高く、失敗を恐れず、未来へ向かいます

株主各位

証券コード：5444
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

兵庫県姫路市大津区吉美380番地

大和工業株式会社

代表取締役社長 小林幹生

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.yamatokogyo.co.jp/yamato/yamato1/investors/shm.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。「銘柄名（会社名）」に「大和工業」または「コード」に「5444」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご覧ください。

<東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2023年6月28日（水）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 興

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日） 午前10時
2 場 所	兵庫県姫路市南駅前町100番 ホテル日航姫路 3階 光琳の間 開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。
3 目的事項	<p>報告事項 (1) 第104期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第104期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件</p>

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項は、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載していません。なお、これらの事項は、監査役が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

議決権の行使等についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合

株主総会への出席による議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2023年6月29日（木）午前10時

ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。その他、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応等、変更がある場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 株主総会にご出席されない場合

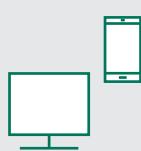
書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合は、6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、行使期限までに行使してください。

行使期限 2023年6月28日（水）午後5時まで

！ ご注意

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスして頂き、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使ウェブサイト : <https://www.web54.net>

行使期限 2023年6月28日（水）午後5時まで

右記のQRコードを読み取り、
議決権行使ウェブサイトにア
クセスして頂くことも可能で
す。



議決権行使手順

議決権行使ウェブサイトにアクセス

ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！

●スマートフォン用QRコードで、「お手元の議決権行使書用紙に記載されたQRコード」または「QRコードを読み取ってください。」の記載箇所より、お読みください。
●議決権行使書用紙は、Webでダウンロードしてください。

クリック 次へすすむ

「次へすすむ」をクリック

ログインする

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、ログインボタンを押す。議決権行使コードは、お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」になります。
●議決権行使コードを入力する際は、必ず「議決権行使コード」欄に記載された「議決権行使コード」を入力してください。
●議決権行使コードを入力する際は、必ず「議決権行使コード」欄に記載された「議決権行使コード」を入力してください。

クリック ログイン 閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力

*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***

●パスワード一覧欄から、パスワードを「自分で登録するものに変更します」を選択し、パスワードを入力する。
●パスワードを入力する際は、必ず「パスワード」と「確認用パスワード」欄に記載された「パスワード」を入力してください。
●パスワード一覧欄から、パスワードを「自分で登録するものに変更します」を選択し、パスワードを入力する。

入力

クリック 登録

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

！ ご注意

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」からインターネットによる議決権行使を行っていただくことも可能です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

●証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

●証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120-782-031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

ハイブリッド参加型バーチャル株主総会のご案内

株主総会におきましては、当日会場にご来場されない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただけます。

バーチャル株主総会に参加してライブ配信のご視聴を希望される場合は、下記事項をご確認くださいますようお願い申し上げます。

1. 配信日時

2023年6月29日（木曜日）午前10時～株主総会終了時刻まで

2. 視聴方法

(1) 視聴URL : <https://5444.ksoukai.jp>

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」をあらかじめご用意の上、アクセスをお願いいたします。（議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。）

① ID：株主番号（議決権行使書用紙に記載の9桁の半角数字）

② パスワード：郵便番号（議決権行使書用紙に記載のご登録住所の郵便番号7桁の半角数字）

(2) ご視聴の株主様におかれましては、当日の議決権行使や質問等のご発言を承ることができませんので、あらかじめご了承ください。議決権行使については、2023年6月28日（水）午後5時までに書面またはインターネット等によりご行使してくださいますようお願い申し上げます。

(3) その他の注意事項

- ご視聴が可能な株主様は、当社株主名簿（2023年3月31日現在）に記載された議決権を有する株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。
- ご視聴のための配信につきましては万全を期しておりますが、通信環境の悪化やシステム障害等の不測の事態によりご視聴できない場合があるほか、状況によっては中止することがありますので、あらかじめご承知おきください。
- 株主様による撮影、録画、録音、保存はご遠慮いただき、視聴のためのIDおよびパスワードの第三者への提供も固くお断りいたします。
- 配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

3. ご視聴方法に関するお問い合わせ先について

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

■バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
0120-782-041 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

■配信環境等インターネット視聴に関する技術的なお問い合わせ

株式会社ブイキューブ
03-6833-6275 (受付時間株主総会当日9:00～株主総会終了まで)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、国内外の企業グループの連結経営成績、財務状況および内部留保に基づく今後の事業展開等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

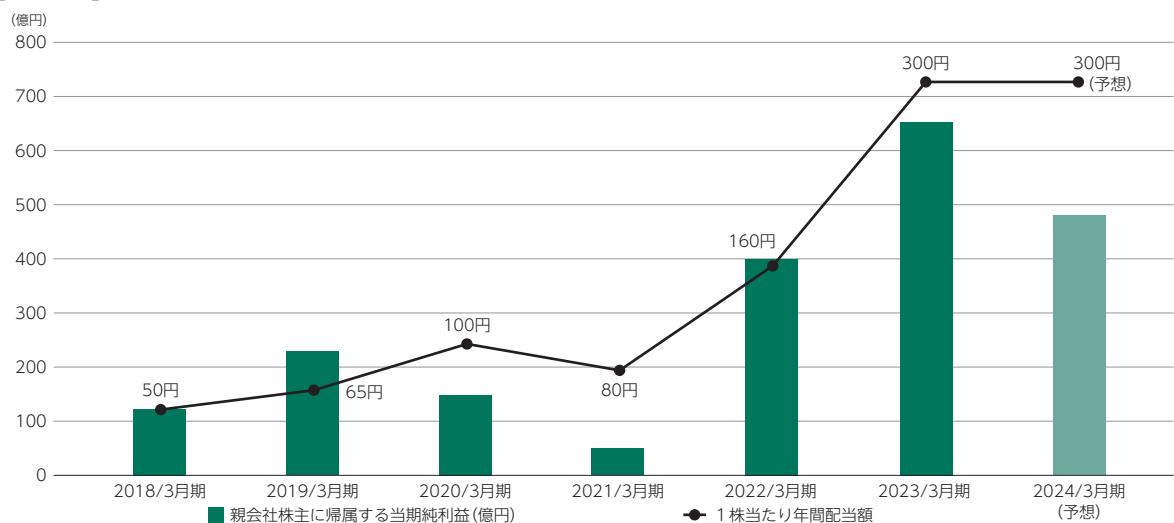
当社普通株式1株につき金150円 総額 9,701,837,550円

(年間配当金は、1株につき中間配当150円を含め、合計300円となります。)

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

【ご参考】1株当たり年間配当額の推移



第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井上浩行、小畠克正、塚本一弘、米澤和己、ダムリ・タンシェヴァヴォン、安福武之助、武田邦俊、高橋規の8名は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(年齢)	現在の当社における地位	取締役在任年数	当事業年度での取締役会への出席状況
1 再任	いの うえ ひろ ゆき 井上 浩行 (満78歳)	取締役会長	49年	100% (6回／6回)
2 再任	こ はた かつ まさ 小畠 克正 (満70歳)	代表取締役副社長	8年	100% (6回／6回)
3 再任	つか もと かず ひろ 塚本 一弘 (満62歳)	取締役常務執行役員	6年	100% (6回／6回)
4 再任	よね ざわ かず み 米澤 和己 (満59歳)	取締役常務執行役員	4年	100% (6回／6回)
5 再任	ダムリ タンシェヴァヴォン Damri Tunshevavong (満69歳)	取締役	12年	100% (6回／6回)
6 再任	やす ふく たけ の すけ 安福 武之助 (満49歳)	取締役	8年	100% (6回／6回)
7 再任	たけ だ くに とし 武田 邦俊 (満67歳)	社外取締役	4年	100% (6回／6回)
8 再任	たか はし もとむ 高橋 規 (満70歳)	社外取締役	2年	100% (6回／6回)

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社の間にはいずれも特別の利害関係はありません。
3. 武田邦俊氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 高橋規氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 武田邦俊氏、高橋規氏は社外取締役候補者であります。両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、22～23ページに記載しております。
6. 当社は、業務執行取締役でない取締役との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。ダムリ・タンシェヴァ・ヴォン氏、安福武之助氏、武田邦俊氏、高橋規氏の再任が承認された場合には、4氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

候補者
番 号

1

いの うえ ひろ ゆき
井上 浩行

再任

1945年2月9日生（満78歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年3月	当社入社	1981年12月	当社代表取締役社長
1973年12月	当社取締役調査企画室長	2017年6月	当社取締役会長
1974年6月	当社常務取締役		現在に至る
1978年1月	当社代表取締役専務取締役		

取締役候補者とした理由

井上浩行氏は、1981年から2017年にわたり当社代表取締役社長を務め、強いリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行い、当社グループを牽引してまいりました。これまでの豊富な経験と実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- 取締役在任年数
49年
- 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）
- 所有する当社株式の数
7,559,624株

候補者
番 号

2

こ はた かつ まさ
小畠 克正

再任

1952年8月13日生（満70歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年2月	当社入社	2017年6月	当社取締役技術統括部担当
2000年7月	当社鉄鋼部長	2020年6月	当社代表取締役副社長 最高技術責任者（鉄鋼事業）
2003年10月	ヤマトスチール(株)鉄鋼部長		技術統括部担当
2004年6月	ヤマトスチール(株)取締役鉄鋼部長	2021年6月	当社代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者（鉄鋼事業）
2008年6月	ヤマトスチール(株)常務取締役工場統括		技術統括部担当
2012年6月	ヤマトスチール(株)代表取締役専務取締役工場統括		現在に至る
2015年6月	ヤマトスチール(株)代表取締役社長		
2015年6月	当社取締役		

- 取締役在任年数
8年
- 取締役会への出席状況
100%（6回／6回）
- 所有する当社株式の数
10,966株

取締役候補者とした理由

小畠克正氏は、2020年6月に当社代表取締役副社長に就任し、当社グループの鉄鋼事業での豊富な経験と見識を生かし、経営の中核においてリーダーシップを発揮し、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

つか もと
塚本 一弘
かず ひろ

再任

1960年9月1日生（満62歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年3月	三井物産(株)米州本部鉄鋼製品ディビジョン鉄鋼製品投資課 ジェネラルマネージャー	2017年6月	当社常務取締役事業開発部担当
		2020年6月	当社常務取締役海外事業部担当
		2021年6月	当社取締役常務執行役員海外事業部担当
2013年4月	三井物産(株)欧州・中東・アフリカ本部チーフアドミニストレーティブ オフィサー兼欧州三井物産取締役	2022年7月	当社取締役常務執行役員海外事業部・サステナビリティ経営推進室担当
2015年7月	三井物産スチール(株)常務執行役員 厚板鋼管部門長		現在に至る

取締役候補者とした理由

塚本一弘氏は、海外事業開発および海外事業管理に関する豊富な経験と知識を有しており、海外事業部、サステナビリティ経営推進室担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

よね ざわ
米澤 和己
かず み

再任

1963年9月7日生（満59歳）



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2011年4月	(株)三井住友銀行兵庫法人営業部部長	2020年6月	当社常務取締役財務経理部・総務部・システム管理部担当
2013年4月	(株)三井住友銀行神戸法人営業第二部 部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員財務経理部・総務部・人事部・システム管理部担当
2016年4月	(株)三井住友銀行監査部上席監査役		現在に至る
2016年6月	当社監査役		
2019年6月	当社取締役		
2019年6月	大和軌道製造(株)常務取締役		

取締役候補者とした理由

米澤和己氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験があり、加えて財務経理部、総務部、人事部ならびにシステム管理部担当取締役として、重要な業務の執行および経営の意思決定を適切に行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- 取締役在任年数
6年
- 取締役会への出席状況
100% (6回／6回)
- 所有する当社株式の数
3,371株

候補者
番号

5

ダムリ

タンシェヴァヴォン

再任

Damri Tunshevavong 1953年7月20日生（満69歳）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1999年1月	Siam Yamato Steel Co.,Ltd.	2011年1月	The Siam Cement Public Co.,Ltd.
	マネージングディレクター		アドバイザー
2004年7月	Cementhai Holding Co.,Ltd.	2011年6月	当社取締役
	エグゼクティブバイスプレジデント		現在に至る
2005年2月	Siam Yamato Steel Co.,Ltd.	2020年7月	SCG Ceramics Public Co.,Ltd.
	ディレクター		ダイレクター
	現在に至る		現在に至る
2005年7月	Cementhai Holding Co.,Ltd.		
	プレジデント		



取締役候補者とした理由

ダムリ・タンシェヴァヴォン氏は、当社グループの海外事業案件に携わり、海外での事業発展に尽力しております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6

やす ふく
安福たけ の すけ
武之助

再任

1973年7月5日生（満49歳）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年6月	(株)神戸酒心館取締役副社長	2015年6月	当社取締役
2011年8月	(株)神戸酒心館代表取締役社長		現在に至る

現在に至る

(重要な兼職の状況)

(株)神戸酒心館代表取締役社長



取締役候補者とした理由

安福武之助氏は、(株)神戸酒心館の代表取締役社長を務めており、経営者としての経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に有用な助言を行っております。当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

- 取締役在任年数
8年
- 取締役会への出席状況
100% (6回／6回)
- 所有する当社株式の数
1,600株

候補者
番号

7

たけだ
武田 邦俊

くにとし

1955年9月21日生（満67歳）

再任
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年7月	(株)ブリヂストン海外地域事業本部長	2014年7月	同社執行役員兼BRIDGESTONE ASIA PACIFIC PTE.LTD.取締役兼COO
2008年6月	普利司通（中国）投資有限公司 董事長兼總經理		
2010年3月	(株)ブリヂストン執行役員兼普利司通（中国）投資有限公司董事長兼總經理	2015年3月	同社執行役員兼BRIDGESTONE SOUTH AFRICA (PTY) LTD.取締役兼COO
2011年7月	同社執行役員特殊タイヤ事業担当		
2012年9月	同社執行役員海外地域タイヤ事業担当 当兼海外地域タイヤ事業本部長	2019年6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武田邦俊氏は、長年にわたり(株)ブリヂストンにおいて海外事業案件に携わり、豊富な経験と高い見識を有しており、2019年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督いただいておりますため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るために助言等をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

候補者
番号

8

たかはし
高橋 規

もとむ

1953年6月12日生（満70歳）

再任
社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2009年4月	三井物産(株)執行役員米国三井物産EVP	2015年4月	同社副社長執行役員米国三井物産社長
2010年4月	同社執行役員鉄鋼製品本部長	2016年6月	同社代表取締役副社長
2011年4月	同社常務執行役員鉄鋼製品本部長	2017年4月	APECビジネス諮問委員会日本委員
2014年4月	同社専務執行役員米国三井物産社長	2017年6月	三井物産(株)顧問
		2021年6月	当社社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

高橋規氏は、三井物産(株)の代表取締役副社長等を歴任し、経営者としての豊富な経験および鉄鋼分野における卓越した見識・実績を有しておりますため、2021年6月から当社の社外取締役として、経営を適切に監督していただいているため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、当社の経営を監督していただくとともに、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るために助言等をいただくことを期待しております。また、選任後も引き続き、指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定です。

- 取締役在任年数
4年
- 取締役会への出席状況
100% (6回／6回)
- 所有する当社株式の数
400株

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役形山成朗、中上幹雄の両氏は任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番 号

1

かた やま しげ あき
形山 成朗

1956年9月3日生（満66歳）

再 任
社 外

略歴、地位および重要な兼職の状況

2003年2月	(株)みずほコーポレート銀行 (現(株)みずほ銀行) ミラノ支店長	2011年4月	みずほ証券(株)常務執行役員 IT本部長
2004年3月	同行市場事務部長	2014年6月	日本証券テクノロジー(株)専務取締役
2005年1月	同行事務統括部長	2015年6月	興銀リース(株)社外監査役
2007年4月	同行IT・システム統括部長	2019年6月	当社常勤社外監査役 現在に至る
2008年4月	同行執行役員IT・システム 統括部長		

社外監査役候補者とした理由

形山成朗氏は、長年にわたり金融機関の業務に携わってきた経験を有しており、財務および会計に関する幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者といたしました。

■ 監査役在任年数
4年

■ 取締役会への出席状況
100% (6回／6回)

■ 監査役会への出席状況
100% (13回／13回)

■ 所有する当社株式の数
1,500株

候補者
番 号

2

なか じょう
中上 みき お
幹雄

1963年3月19日生（満60歳）

再任
社外



略歴、地位および重要な兼職の状況

1998年4月	弁護士登録、澤田・菊井法律事務所 (現澤田・中上・森法律事務所)	2019年5月	澤田・中上・森法律事務所代表 弁護士 現在に至る
入所			
2005年4月	澤田・中上法律事務所（現澤田・ 中上・森法律事務所）パートナー 弁護士	2019年6月	当社社外監査役 現在に至る
2010年6月	西芝電機㈱社外監査役	2020年5月	㈱MORESCO社外取締役（監査等委員） 現在に至る
2011年6月	グローリー㈱社外監査役 (重要な兼職の状況) 澤田・中上・森法律事務所代表弁護士 ㈱MORESCO社外取締役（監査等委員）	2022年4月	兵庫県弁護士会会長

社外監査役候補とした理由

中上幹雄氏は、長年にわたって弁護士として活動されており、その専門的な知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、法律事務所の代表弁護士として経営経験を有しております、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 形山成朗氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 中上幹雄氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 形山成朗および中上幹雄の両氏は、社外監査役候補者であります。両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、22～23ページに記載しております。
6. 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。形山成朗および中上幹雄の両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2019年6月27日開催の第100回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役の谷林一憲氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。つきましては、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

たに ばやし

かず のり

谷林 一憲

1964年2月25日生（満59歳）

社外



略歴、地位および重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録、澤田・菊井法律事務所 (現澤田・中上・森法律事務所) 入所	2018年2月	谷林一憲法律事務所代表弁護士 現在に至る
2009年1月	沼田・谷林法律事務所（現谷林一 憲法律事務所）パートナー弁護士	2019年6月	ハリマ共和物産㈱社外監査役 現在に至る

（重要な兼職の状況）

谷林一憲法律事務所代表弁護士
ハリマ共和物産㈱社外監査役

■ 所有する当社株式の数
0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

谷林一憲氏は、長年にわたって弁護士として活動されており、その専門的な知識と幅広い経験を当社の監査に反映していただくため、補欠社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与されたことはありませんが、法律事務所の代表弁護士として経営経験を有しております。上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注)
1. 候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
 2. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3. 谷林一憲氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。当社が定める社外役員の独立性基準につきましては、22～23ページに記載しております。
 4. 当社は、谷林一憲氏が社外監査役に就任した場合には、同氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。谷林一憲氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることがあります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2017年6月29日開催の第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は2022年6月29日開催の第103回定時株主総会において、年額70百万円以内）とご承認いただいておりますが、業績連動報酬導入のもと、2期連続で過去最高益を更新したこと、経済情勢の変化や諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額470百万円以内から年額720百万円以内（うち社外取締役分は年額70百万円以内）に改定することにつきご承認をお願いするものであります。

また、現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されると、現在と同じく取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、取締役の職責および貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、また過半数を社外取締役で構成する報酬委員会からの答申を経て取締役会で決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

ご参考 第2号議案および第3号議案承認可決後の取締役会および監査役会の体制

第2号議案および第3号議案が原案のとおり承認可決された場合、取締役会の体制は本定時株主総会終了後の取締役会にてなお、取締役11名のうち独立社外取締役は4名（比率36%）女性1名（比率9%）、指名委員会および報酬委員会の委員

取締役会						
氏名 および 属性	いのうえ ひろゆき 井上 浩行	こばやし みきお 小林 幹生	こはた かつまさ 小畠 克正	つかもと かずひろ 塚本 一弘	よねざわ かずみ 米澤 和己	ダムリ・タンシェヴァヴァン Tunshevavong
	男性	男性	男性	男性	男性	男性 外国人 非執行
	執行	執行	執行	執行	執行	執行
就任予定 役職・委員 など	取締役会長	代表取締役社長	代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者(鉄鋼事業) 技術統括部担当	取締役常務執行役員 海外事業部・サステナ ビリティ経営推進室 担当	取締役常務執行役員 総務部・人事部・ システム管理部担当	取締役
年齢	78歳	66歳	70歳	62歳	59歳	69歳
在任年数	49年	11年	8年	6年	4年	12年
保有する株式の数 (2023年4月末現在)	7,559,624株	9,813株	10,966株	3,371株	3,771株	0株
経験 ・ 知見 ・ 専門性	経営全般	●	●	●	●	●
	グローバル経験	●	●	●	●	●
	技術開発/DX	●		●		
	事業戦略/ マーケティング	●	●		●	●
	CSR/ サステナビリティ		●		●	
	財務・会計/事業投資				●	●
	法務/ リスクマネジメント					●

、次のとおりとなる予定であります。
5名のうち独立役員（取締役および監査役）は4名（比率80%）となる予定であります。

監査役会

							
やすふく たけのすけ 安福 武之助	あかまつ きよしげ 赤松 清茂	たけだ くにとし 武田 邦俊	たかはし もとむ 高橋 規	ピムジャイ・ワンキアット Pimjai Wangkiat	なかや けんご 中矢 憲護	かたやま しげあき 形山 成朗	なかじょう みきお 中上 幹雄
男性	男性	男性	男性	女性 外国人	男性	男性	男性
非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員	非執行 社外・独立役員
取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	常勤監査役	社外・常勤監査役	社外監査役
サステナビリティ 委員会委員	指名委員会委員長 報酬委員会委員長 サステナビリティ 委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ 委員会委員	指名委員会委員 報酬委員会委員 サステナビリティ 委員会委員			指名委員会委員 報酬委員会委員	
49歳	74歳	67歳	70歳	59歳	56歳	66歳	60歳
8年	7年	4年	2年	1年	3年	4年	4年
1,600株	2,700株	400株	400株	0株	2,800株	1,500株	700株
●	●	●	●	●	●	●	
●	●	●	●	●	●	●	
●							
●							
●							
●							

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しております。

本株主総会後の執行役員体制は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者（鉄鋼事業）	小 畑 克 正	技術統括部担当
取締役常務執行役員	塚 本 一 弘	海外事業部・サステナビリティ経営推進室担当
取締役常務執行役員	米 澤 和 己	総務部・人事部・システム管理部担当
常務執行役員	古 寺 良 和	財務経理部・リスクマネジメント部担当
執行役員	西 川 雅 彦	技術統括部長
執行役員	花 本 昭 彦	財務経理部長

(ご参考)

【当社の社外役員独立性基準】

当社は、社外取締役および社外監査役（以下「社外役員」と総称する）または社外役員候補者の独立性基準を以下のとおり定め、次の項目のいずれにも該当しない場合に、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注1）または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附または助成（注5）を受けている者（当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している主要な金融機関その他の大口債権者（注6）またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社の主要株主（注7）または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者（注8）に限る）の近親者等（注9）
- ⑬ 前各号の定めにかかわらず、その他当社との利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まれない。なお、社外監査役については、非業務執行取締役を含む
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
4. 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1千万円を超える金銭 その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
5. 一定額を超える寄附または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1千万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう
6. 主要な金融機関その他の大口債権者とは、直近事業年度末における全借入額または全債務額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関または債権者をいう
7. 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう
8. 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
9. 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境については、ウクライナ問題の長期化、世界的な資源価格の高騰及び中国経済減速等の影響により、世界的な鋼材需要・市況の落込みが見られました。

このような環境のなか、当社グループの主要製品であるH形鋼等の土木・建築用鋼材の需要・価格への影響は、当社がグローバルに事業を展開している国・地域別に見ますと、米国・日本・中東の需要は期を通じて底堅く推移しましたが、中国経済との連動性が高いASEAN地域では下期以降、軟化傾向となりました。

しかしながら、主原料の鉄スクラップ価格が4月をピークに値下げに転じるなか、各拠点において鋼材マージンの改善及びコスト低減に努めたことで、業績は総じて順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は180,438百万円（前期比20.3%増）となりました。利益につきましては、営業利益は16,813百万円（前期比26.5%増）、経常利益は90,494百万円（前期比57.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては65,317百万円（前期比63.6%増）となりました。昨年度に引き続き、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高益を更新しております。

売上高	180,438百万円	前期比20.3%増	
営業利益	16,813百万円	前期比26.5%増	
経常利益	90,494百万円	前期比57.0%増	
親会社株主に帰属する 当期純利益	65,317百万円	前期比63.6%増	

当期におけるセグメントの業績は、次のとおりです。

鉄鋼事業（日本） 売上高 72,873百万円 前期比 +27.1%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板、縞H形鋼、造船用形鋼、鋳鋼品、船舶製缶、重機械加工

ヤマトスチール株式会社におきましては、中小建築案件は建設資材価格高騰の影響により低調であったものの、都市再開発や物流施設、半導体工場などの大型建築案件を中心にH形鋼等の需要は底堅く推移しました。高炉メーカーが鋼板等の製品に注力するなか、新規顧客の開拓や大型サイズの生産・販売強化に製販一体となって取り組み、主力の物件向けH形鋼を中心に受注量を確保し、販売数量は前期比で増加しました。営業利益につきましては、5月以降下落基調であった鉄スクラップ市況は8月に底を打ち、エネルギー価格は期初から上昇基調が続きましたが、販売価格の押上げにより鋼材マージンが改善し、前期比で大幅な増益となりました。

以上により、当事業の売上高は、前期と比べ15,518百万円増の72,873百万円、セグメント利益（営業利益）は、前期と比べ6,355百万円増の8,701百万円となりました。

鉄鋼事業（タイ） 売上高 97,331百万円 前期比 +18.0%

主要製品名 | H形鋼、溝形鋼、I形鋼、鋼矢板

サイアム・ヤマト・スチールカンパニーリミテッド（SYS）におきましては、タイ国内のH形鋼等の需要は大規模公共投資を中心に回復の兆しも見られましたが、鉄スクラップ市況の下落に伴い、鋼材市況の先安を見越した顧客が買い控えるなど全体的に盛り上がりに欠け、販売数量は伸び悩みました。輸出市場ではASEAN域内の建設活動が回復傾向にあるなか、中国・韓国製品の流入が比較的低水準であった上期において販売数量を伸ばしましたが、下期に入り、競争環境が徐々に厳しくなりました。営業利益につきましては、販売数量の減少により前期比で減益となりましたが、鉄スクラップ市況の下落時も販売価格維持に努めたことで鋼材マージンは改善し、高水準の利益を確保しました。

以上により、当事業の売上高は、前期と比べ14,878百万円増の97,331百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ1,989百万円減の10,735百万円となりました。

軌道用品事業 売上高 6,491百万円 前期比 △9.6%

主要製品名

分岐器類、伸縮継目、NEWクロッシング、接着絶縁レール、脱線防止ガード、タイプレート類、ボルト類

当事業の売上高は、前期と比べ687百万円減の6,491百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ282百万円減の250百万円となりました。

その他 売上高 3,742百万円 前期比 +23.0%

その他の売上高は、前期と比べ699百万円増の3,742百万円、セグメント利益（営業利益）は前期と比べ42百万円減の129百万円となりました。

持分法適用関連会社を有する主要海外各拠点の概況

(米国)

ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー (NYS) におきましては、ウクライナ問題や中国経済減速の米国経済への影響は他地域に比べ限定的である一方、インフレが景気の押し下げ要因となっております。経済の先行き不安等により、年末にかけて流通顧客は発注に慎重な姿勢も見られましたが、半導体や電気自動車関連工場など大型工場建設案件を中心に形鋼需要は底堅く推移し、総じて需給が引き継ぎた状態が続いております。下期は鉄スクラップ市況の下落等により、鋼板等の販売価格が下落し、形鋼市況も軟化傾向となりましたが、期を通じて高水準の鋼材マージンを維持し、業績につきましては、前期比で大幅な増益となりました。

(バーレーン)

スルブカンパニーBSC(c) (SULB) におきましては、ウクライナ問題等の影響により油価は高値で推移し、GCC域内の経済情勢は上向いております。インフラ投資など建設活動も回復基調にあるなか、輸出を含めた販売面の強化に努め、製品販売数量は大幅に増加しました。国際的に鉄スクラップ市況が上昇基調の間は鉄鋼製品・中間材の販売価格はともに高値で推移し、収益性が高まりました。鉄スクラップ市況の反転に伴い販売価格も下落基調となりましたが、販売数量の増加により、業績につきましては、前期比で大幅な増益となりました。

(ベトナム)

ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー (PY VINA) におきましては、新型コロナウイルス関連の規制撤廃後、経済活動の回復に伴い形鋼需要も徐々に増加しておりましたが、中国経済の減速や不動産市場の悪化の影響により回復ペースは鈍化し、下期に入り販売数量は伸び悩みました。業績につきましては、鋼材マージンの改善により一定の収益を確保したものの、販売数量の減少により、前期比で減益となりました。

(韓国)

ワイケー・スチールコーポレーション (YKS) におきましては、住宅供給拡大政策により、上期の鉄筋需要は比較的堅調に推移しましたが、下期に入り、徐々にインフレと金利上昇の影響を受け、販売数量は前期比で減少しました。業績につきましては、販売数量は減少したものの、現地パートナーの大韓製鋼社との製販両面での連携強化や高水準の鋼材マージン確保により、営業利益ベースでは増益となりました。

(2) 対処すべき課題

(2024年3月期の見通し)

2024年3月期の見通しにつきましては、中国の経済活動再開による鉄鋼需要回復の期待があるものの、一方で世界的なインフレやウクライナ問題の長期化など世界景気の下振れ懸念が続いております。当社グループの主要製品であるH形鋼等の土木・建築用鋼材の需要は全体的に盛り上がりに欠けるものの、中間材も含め販売数量確保に努めることで、グループ総販売数量は概ね前期並みを見込んでおります。引き続き、各拠点において鋼材マージンの維持及びコスト削減に努めて参ります。

2023年3月期連結業績実績	2024年3月期連結業績予想
売上高	1,804億円
営業利益	168億円
経常利益	904億円
親会社株主に帰属する 当期純利益	653億円

(経営課題)

当社グループは、グローバルな鉄事業を通して、国際社会の発展や豊かな地域社会の実現に貢献するため、更なる事業成長を図るとともにサステナブルな社会の実現に向けた取り組みを継続して参ります。

更なる事業成長に向け、当社グループは、成長の源泉である海外事業を更に安定・発展・拡大させていく所存です。既存の海外事業拠点に於ける事業の良質化に向けた取り組みの深化に加え、将来に向けた新たな成長投資にも積極的に挑戦していくと共に、それを支える人材育成に一層注力して参ります。そのためにも、グループのマザー工場であるヤマトスチールにおいて、最新の技術・設備を導入し、安全性の向上、コスト競争力の強化、品質の安定と向上に取り組み、国内事業の基盤強化を推し進めるだけでなく、そこで培ったノウハウをグループ展開して参ります。

当社はサステナビリティへの取り組みを重要な経営課題と位置づけ、事業活動を通じて各國・各地域の発展と人々の未来を支え、持続可能な社会の実現に寄与して参ります。2025年度をターゲットとした「サステナビリティ中期計画」を策定しており、中期的な視点から当社グループのサステナビリティへの取り組みを具体的に推進し、持続的な成長を支えるためのリスクと機会への対応について積極的に進めて参ります。

(3) 設備投資の状況

当期は、鉄鋼事業の製鋼・圧延設備の維持更新投資を中心に総額5,423百万円の設備投資を行いました。

(4) 資金調達の状況

当期中においては、増資および社債の発行による資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第101期	第102期	第103期	第104期
	(2019年4月1日から (2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から (2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から (2022年3月31日まで)	(2022年4月1日から (2023年3月31日まで)
売上高	181,964百万円	136,025百万円	150,029百万円	180,438百万円
経常利益	23,125百万円	21,569百万円	57,646百万円	90,494百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	14,762百万円	4,984百万円	39,917百万円	65,317百万円
1株当たり当期純利益	220円72銭	75円29銭	618円62銭	1,025円49銭
総資産	383,025百万円	359,788百万円	414,928百万円	515,000百万円
純資産	342,606百万円	325,797百万円	375,686百万円	470,211百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。

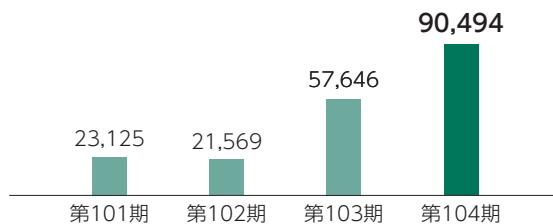
■ 売上高

(単位：百万円)



■ 経常利益

(単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



2 企業集団の現況（2023年3月31日現在）

（1）主要な営業所および工場

(当社)

名称	本社所在地	営業所および工場
大和工業株式会社	兵庫県姫路市	――

(連結子会社および持分法適用関連会社)

名称	本社所在地	営業所および工場
ヤマトスチール株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区）
大和軌道製造株式会社	兵庫県姫路市	東京支店（東京都港区） 大阪支店（大阪市西区） 九州営業所（福岡市博多区）
大和商事株式会社	兵庫県姫路市	――
株式会社松原テクノ	兵庫県加古郡	――
ヤマト・コリア・ホールディングス カンパニーリミテッド	韓国	――
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	米国	――
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・エー） コーポレーション	米国	――
ヤマトホールディングコーポレーション	米国	――
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	タイ	――
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	米国	――
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	米国	――
スルブカンパニーBSC(c)	バーレーン	――
ユナイテッド・スチールカンパニー （“スルブ”）Bahrain Venture Co.W.L.L.	バーレーン	――
ユナイテッド・スルブカンパニー （“サウジスルブ”）LLC	サウジアラビア	――
ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイント ストックカンパニー	ベトナム	――
ワイケー・スチールコーポレーション	韓国	――

(2) 主要な借入先

該当事項はありません。

なお、当社は、将来の資金需要に対して安定的、機動的かつ効率的な資金調達を可能にするため、金融機関3社と特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン契約）を締結しております。

(3) 重要な子会社および関連会社の状況

(子会社)

名 称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
ヤマトホールディング コーポレーション	46千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニ ーへの投資（25.00%）
ヤマトコウギョウ（ユー・エス・ エー）コーポレーション	14千米ドル	100.00%	合弁会社ニューコア・ヤマト・スチールカンパニ ーへの投資（24.00%） 合弁会社アーカンソー・スチール・アソシエイツ L L Cへの投資（50.00%） ヤマト・コリア・ホールディングスカンパニーリ ミテッドへの投資（75.00%）
ヤマトコウギョウアメリカ・インク	13千米ドル	100.00%	ヤマトホールディングコーポレーションおよびヤ マトコウギョウ（ユー・エス・エー）コーポレー ションの統括
ヤマトスチール株式会社	450百万円	100.00%	鉄鋼製品ならびに重工加工品の製造および販売に 関する事業
大和軌道製造株式会社	310百万円	100.00%	軌道用品の製造および販売に関する事業
ヤマト・コリア・ホールディングス カンパニーリミテッド	5,937百万ウォン	100.00%	不動産賃貸に関する事業 合弁会社ワイケー・スチールコーポレーションへ の投資（30.00%）
サイアム・ヤマト・ スチールカンパニーリミテッド	3,000百万バーツ	64.18%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
大和商事株式会社	38百万円	81.82%	運送ならびに医療廃棄物処理および不動産賃貸に 関する事業
株式会社松原テクノ	20百万円	100.00%	カウンターウエイトの製造および販売 プラント設備の設計、製造、据付および販売

(注) 「主要な事業内容」の（ ）内の数値は、それぞれ当該会社への出資比率を表示しております。

(関連会社)

名 称	資本金または 出資金	当社の議決権比率 (間接所有を含む)	主 要 な 事 業 内 容
ニューコア・ヤマト・スチールカンパニー	185百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
アーカンソー・スチール・アソシエイツLLC	26百万米ドル	50.00%	鉄鋼製品ならびに軌道用品の製造および販売に関する事業
スルブカンパニーBSC (c)	705百万米ドル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ユナイテッド・スチールカンパニー (“スルブ”) Bahrain Venture Co.W.L.L.	75百万米ドル	49.00%	合弁会社ユナイテッド・スルブカンパニー (“サウジスルブ”) LLCへの投資
ユナイテッド・スルブカンパニー (“サウジスルブ”) LLC	206百万サウジアラビアリアル	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ポスコ・ヤマト・ビナ・スチールジョイントストックカンパニー	8,345,225百万ペトナムドン	49.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業
ワイケー・スチールコーポレーション	5,924百万ウォン	30.00%	鉄鋼製品の製造および販売に関する事業

(4) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,398名	3名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
70名	2名増	39.4歳	9.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数・出向社員数は除いております。

【ご参考】大和工業グループの生産拠点

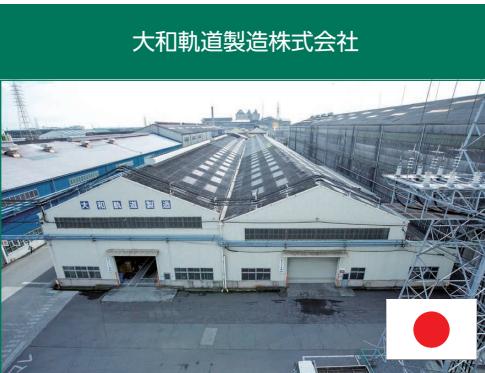
建設用鋼材を中心とした鉄鋼製品および軌道用品の製造・販売を世界7カ国で展開しています。



ヤマトスチール株式会社



大和軌道製造株式会社



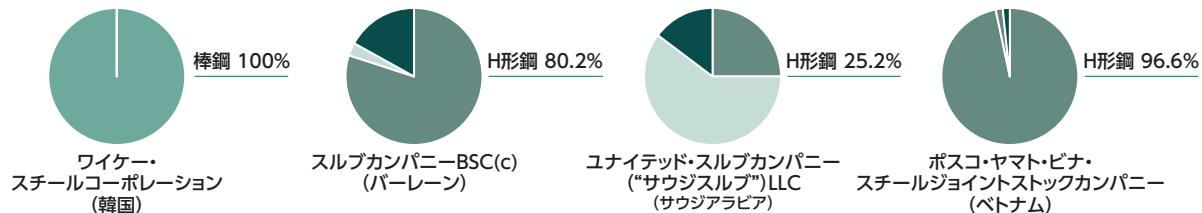
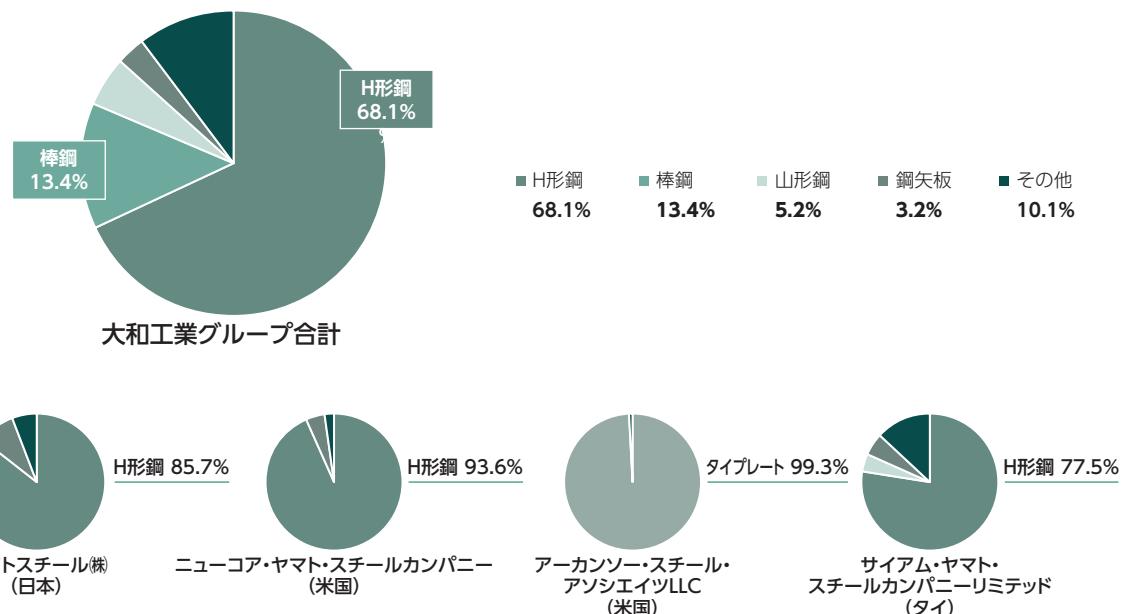
ポスコ・ヤマト・ビナ・
スチールジョイントストックカンパニー



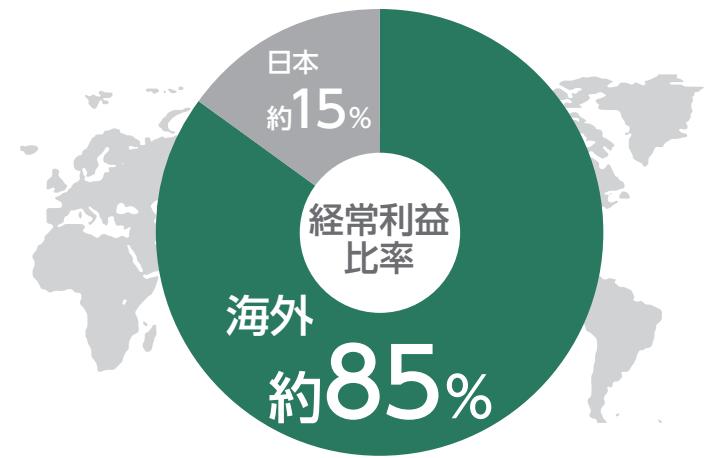
アーカンソー・スチール・
アソシエイツLLC



(ご参考) 大和工業グループの製品構成 (2022年累計実績)



(ご参考) 経常利益に占める海外比率 (2023年3月期)



(ご参考) グループ総販売数量の推移※1

(単位:万MT)

■ グループ総販売数量 ■ 持分比率勘案ベース販売数量 ※2



※1 半製品、DRI、グループ間取引を含む

※2 各社の販売量に当社の持分比率を乗じたもの

3 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 171,257,770株
 (2) 発行済株式の総数 65,000,000株 (内、自己株式321,083株)
 (3) 株主数 9,572名
 (4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,618千株	11.78%
井上浩行	7,559千株	11.69%
井上不動産有限会社	4,592千株	7.10%
三井物産株式会社	4,573千株	7.07%
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	2,837千株	4.39%
住友商事株式会社	2,461千株	3.80%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,078千株	3.21%
井上喜美子	1,739千株	2.69%
株式会社みずほ銀行	1,675千株	2.59%
C E P L U X - O R B I S S I C A V	1,373千株	2.12%

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役および非常勤取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役および非常勤取締役を除く)	5,405株	5名

(注) 上記以外に当社子会社の取締役7名、執行役員3名に対して5,105株を交付しております。

4 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況 (2023年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
井上 浩行	取締役会長	
小林 幹生	代表取締役社長	
小畠 克正	代表取締役副社長 副社長執行役員 最高技術責任者（鉄鋼事業）技術統括部担当	
塚本 一弘	取締役常務執行役員 海外事業部・サステナビリティ経営推進室担当	
米澤 和己	取締役常務執行役員 財務経理部・総務部・人事部・システム管理部担当	
ダムリ・タンシェヴァザン	取締役	
安福 武之助	取締役	株式会社神戸酒心館 代表取締役社長
赤松 清茂	取締役	
武田 邦俊	取締役	
高橋 規	取締役	
ピムジャイ・ワンキアット	取締役	
中矢 憲護	常勤監査役	
形山 成朗	常勤監査役	
中上 幹雄	監査役	澤田・中上・森法律事務所 代表弁護士 株式会社MORESCO社外取締役（監査等委員） 兵庫県弁護士会会长

- (注) 1. 取締役赤松清茂、武田邦俊、高橋規およびピムジャイ・ワンキアットの4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役形山成朗および中上幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
3. 取締役赤松清茂、武田邦俊、高橋規、ピムジャイ・ワンキアット、監査役形山成朗および中上幹雄の6氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 2022年6月29日開催の第103回定時株主総会において、ピムジャイ・ワンキアット氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
5. 監査役形山成朗氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役中上幹雄氏は、2023年3月31日付で兵庫県弁護士会会长を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、ダムリ・タンシェヴァォン氏、安福武之助氏、赤松清茂氏、武田邦俊氏、高橋規氏、ピムジャイ・ワンキアット氏、中矢憲護氏、形山成朗氏および中上幹雄氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

当該保険契約の被保険者は当社および一部の子会社の取締役、監査役および執行役員であり、保険料を全額当社が負担しております。

(4) 会社役員に対する報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数 (人)	
		金銭報酬					
		合計	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 (うち社外取締役)	481 (53)	457 (53)	275 (53)	182 (一)	24 (一)	11 (4)	
監査役 (うち社外監査役)	58 (34)	58 (34)	58 (34)	— (一)	— (一)	3 (2)	

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式報酬であり、年額470百万円以内の金銭報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と定めています。

② 取締役および監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額470百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役1名）です。また、取締役の報酬額年額470百万円以内のうち、社外取締役の報酬額は2022年6月29日開催の第103回定時株主総会の決議により年額70百万円以内となりました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役4名）です。

また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、「譲渡制限付株式報酬制度」を導入し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、上記の報酬枠470百万円以内とは別枠で年額100百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は5名（社外取締役および非常勤取締役を除く）です。

当社監査役の報酬額は、2017年6月29日開催の当社第98回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- ・当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）の報酬は、当社の経営監督責任に加えて、グループ経営に対する貢献責務、役位等を総合的に勘案して決定される固定報酬部分と、業績目標の達成度や個人評価等に応じて決定される業績連動報酬部分で構成する月額報酬を毎月一定の時期に支給するものとする。取締役の報酬総額は2017年6月29日開催の第98回定時株主総会において年額470百万円以内と定めている。また、2021年6月29日開催の第102回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決定し、本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額470百万円以内の報酬枠とは別枠で年額100百万円以内と定めている。譲渡制限付株式付与のための報酬は毎年一定の時期に割り当てるものとする。取締役の個人別の報酬額については、報酬委員会の審議、答申を踏まえて、取締役会からの一任により、代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額内で決定する。
- ・業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出する。
- ・固定報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬の支給割合は、年度の業績または役位により変動するが、概ね固定報酬が50%、業績連動報酬が40%、譲渡制限付株式報酬が10%となるような設計とする。
- ・取締役の報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置しており、報酬委員会は当社の経営環境、世間水準等を考慮した役員報酬制度の見直し（報酬水準、業績評価のKPIや基準値の見直し等）や、取締役会の諮問に基づき、取締役の報酬に関し審議をし、取締役会に対して答申を行う。

報酬等の決定方針については、報酬委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益等であり、当該指標を選択した理由は、グループ全体の業績に責任を負うことを明確にするためで、単年度事業計画の連結経常利益を元に標準値を設定の上、年度業績に応じた下限0、上限2.0の係数テーブルを設定し、この係数を、役位ごとの業績連動報酬の基準額に乘じ、毎年の個々の業績連動報酬を算出しております。

また、業績連動報酬に係る指標（連結経常利益）については、標準値（係数1.0）を222億円～247億円としており、当事業年度における実績（2022年3月期数値を利用）は、576億円（係数2.0）であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の具体的な内容については、株主総会で決議された報酬等の額内で取締役会決議により代表取締役社長小林幹生に一任し決定しております。代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先の関係

監査役中上幹雄氏は、澤田・中上・森法律事務所の代表弁護士、株式会社MORESCOの監査等委員である社外取締役および兵庫県弁護士会会长を兼任しておりますが、いずれも重要な取引その他特別の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
	赤松清茂	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員長を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
社外取締役	武田邦俊	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
	高橋規	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために助言等を行うとともに、任意の指名委員会・報酬委員会の委員を務め、独立客観的立場から経営陣の監督を行うなど重要な役割を果たしております。
	ピムヤイ・ワンキアット	社外取締役就任後開催の取締役会には、4回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。また、当社の中長期的な企業価値の向上を図るために助言等を行っております。
	形山成朗	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	中上幹雄	当事業年度開催の取締役会には、6回の全てに出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は6回、監査役会の開催回数は13回であります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	50,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	406千円
当社および当子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50,406千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当子会社が、PwCあらた有限責任監査法人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、減免申請書に対する合意された手続きであります。

(4) 子会社の監査に関する事項

海外に所在する当社の子会社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(5) 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適切に職務執行することに支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の内容に決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務執行が適正に行われるようコンプライアンス等内部管理体制の整備充実を行う。
- ② 監査役からは業務報告、監査計画、監査状況について定期的な報告を受け、取締役の職務執行の適正確保に努め、同時に取締役会の充実によって取締役間相互の意思疎通の強化を図る。
- ③ 市民社会の秩序や企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な圧力・要求に対しては、断固拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについては、「文書および記録の管理規定」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、「文書および記録の管理規定」に定める保管期間中は、閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の基礎として、「経営危機管理規定」を定め、当社の業務執行に係るリスクとして、「経営危機管理規定」に定めるリスクを認識し、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。
- ② 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に役付取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制規定」、「業務分掌規定」においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「大和工業グループ社員行動基準」を定める。社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
- ② 内部監査室は、内部統制委員による内部監査（定例・臨時）の結果報告を受け、必要に応じて当社およびグループ会社の各担当部署に対して、関係規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
- ③ 内部監査室は、当社およびグループ会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には速やかに社長および監査役に報告するとともに、取締役会において報告するものとする。
- ④ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として「公益通報者保護規定」および「大和工業グループ社員行動基準」に基づきその運用を行うこととする。
- ⑤ 内部監査室および監査役は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べることができるものとする。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めるものとする。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに適用される行動指針「大和工業グループ社員行動基準」を基礎として、グループ各社での諸規定を定めるものとする。
経営管理については、企業集団における経営の適正かつ効率的な運営を図るために、グループ各社経営管理基本方針を定め、「グループ会社管理規定」に従い当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、社長および監査役に報告するものとする。
- ② 内部統制委員による、子会社に対する経営管理に係る監査の実施により、法令違反または、コンプライアンス上問題があると判断された場合には、内部統制委員は、内部監査室に報告し、内部監査室は速やかに監査役に報告を行うものとする。また、内部監査室および監査役は、この報告に対し子会社へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めができるものとする。
- ③ リスク管理体制の基礎として「経営危機管理規定」を定め、グループ会社と連携を図り、同規定に沿ったリスク管理体制を構築する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ② 監査役補助者の指揮命令権は各監査役に属するものとし、監査役補助者の任命、評価、異動等の人事事項については監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得たうえで行うこととする。

(8) 当社およびグループ各社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

- ① 当社およびグループ各社の取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定めることとし、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告するものとする。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ② 社内通報制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンスの問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ③ 監査役への報告を行った当社およびグループ各社の取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ④ 監査役がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務の執行について

取締役会規則およびその他社内規定に基づき、当事業年度において取締役会を6回、経営会議を13回開催し、法令または定款に定められた事項および重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

(2) コンプライアンス体制について

取締役および使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規定に明記して運用しております。

(3) リスク管理について

「経営危機管理規定」等のリスクに関する規定に基づき、的確な管理運営を行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害等を想定した訓練も定期的に行っております。

(4) グループ会社の経営管理について

グループ会社の経営管理につきましては、当社の役員または社員にグループ各社の取締役または監査役を兼務させ、グループ会社の業務の適正の確保を図っております。また、「グループ会社管理規定」に基づき、グループ会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

(5) 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに取締役会等へ出席し、また、代表取締役との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室との連携を図ることで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告に記載しております金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部			
流動資産	238,243	負債の部	21,498
現金及び預金	162,422	支払手形及び買掛金	10,592
受取手形	256	未払金	2,929
売掛金	27,974	未払法人税等	3,036
有価証券	19	賞与引当金	752
商品及び製品	18,324	その他	4,187
仕掛品	652		
原材料及び貯蔵品	20,855		
その他	7,760		
貸倒引当金	△22		
固定資産	276,756	固定負債	23,289
有形固定資産	63,392	繰延税金負債	17,269
建物及び構築物	11,593	退職給付に係る負債	2,050
機械装置及び運搬具	27,669	その他	3,969
工具、器具及び備品	384		
土地	18,884		
建設仮勘定	2,782		
その他	2,077		
無形固定資産	1,838	負債合計	44,788
のれん	707		
その他	1,130		
投資その他の資産	211,526	純資産の部	376,865
投資有価証券	73,173	株主資本	376,865
出資金	102,143	資本金	7,996
関係会社長期貸付金	25,144	資本剰余金	15
長期預金	9,462	利益剰余金	370,233
退職給付に係る資産	895	自己株式	△1,380
その他	1,007		
貸倒引当金	△301		
資産合計	515,000	その他の包括利益累計額	63,757
		その他有価証券評価差額金	5,473
		為替換算調整勘定	58,456
		退職給付に係る調整累計額	△172
		非支配株主持分	29,588
		純資産合計	470,211
		負債純資産合計	515,000

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	180,438
売上原価	148,755
売上総利益	31,682
販売費及び一般管理費	14,869
営業利益	16,813
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	4,095
持分法による投資利益	66,258
為替差益	2,558
その他	945
営業外費用	73,857
支払利息	86
災害による損失	43
その他	45
経常利益	90,494
特別利益	
固定資産売却益	12
投資有価証券売却益	7
特別損失	19
固定資産除却損	
公正取引法関連損失	64
その他	1,199
税金等調整前当期純利益	1,278
法人税、住民税及び事業税	20,185
法人税等還付税額	△1,570
法人税等調整額	2,414
当期純利益	21,030
非支配株主に帰属する当期純利益	68,205
親会社株主に帰属する当期純利益	2,887
	65,317

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年4月1日残高	7,996	—	320,784	△1,412	327,369
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△15,868		△15,868
親会社株主に帰属する当期純利益			65,317		65,317
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		15		33	48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	15	49,449	32	49,496
2023年3月31日残高	7,996	15	370,233	△1,380	376,865

	その他の包括利益累計額				非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2022年4月1日残高	4,490	18,649	△157	22,982	25,335	375,686
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△15,868	
親会社株主に帰属する当期純利益					65,317	
自己株式の取得					△0	
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分					48	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	982	39,807	△15	40,775	4,253	45,028
連結会計年度中の変動額合計	982	39,807	△15	40,775	4,253	94,525
2023年3月31日残高	5,473	58,456	△172	63,757	29,588	470,211

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部			負債の部
流動資産	5,048	流動負債	15,115
現金及び預金	2,224	関係会社短期借入金	14,390
売掛金	355	未払金	237
未収入金	1,986	未払費用	214
その他	482	未払法人税等	95
貸倒引当金	△0	賞与引当金	105
固定資産	118,268	その他	73
有形固定資産	2,068	固定負債	4,768
建物	493	長期未払金	804
構築物	61	繰延税金負債	3,693
機械及び装置	14	退職給付引当金	248
車両及び運搬具	6	その他	22
工具、器具及び備品	36	負債合計	19,884
土地	1,226	純資産の部	
建設仮勘定	147	株主資本	98,126
その他	83	資本金	7,996
無形固定資産	115	資本剰余金	15
投資その他の資産	116,084	その他資本剰余金	15
投資有価証券	11,802	利益剰余金	91,124
関係会社株式	78,807	利益準備金	1,999
関係会社長期貸付金	24,917	その他利益剰余金	89,125
その他	630	目的積立金	42
貸倒引当金	△74	別途積立金	26,090
資産合計	123,317	繰越利益剰余金	62,993
		自己株式	△1,009
		評価・換算差額等	5,305
		その他有価証券評価差額金	5,305
		純資産合計	103,432
		負債純資産合計	123,317

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	23,143
営業費用	
販売費及び一般管理費	3,011
営業利益	20,131
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	1,208
為替差益	2,330
その他	109
	3,647
営業外費用	
支払利息	56
その他	0
経常利益	23,723
特別利益	
投資有価証券売却益	7
特別損失	
固定資産除却損	18
その他	2
税引前当期純利益	23,710
法人税、住民税及び事業税	576
法人税等調整額	635
当期純利益	22,498

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						利益 準備金	その他 利益 準備金	利益 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計						
	資本剰余金		利益剰余金															
	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	目的 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金													
2022年4月1日残高	7,996	—	—	1,999	—	26,090	56,705	84,794										
事業年度中の変動額																		
剰余金の配当											△16,168	△16,168						
目的積立金の積立て						42					△42	—						
当期純利益											22,498	22,498						
自己株式の取得																		
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分		15	15															
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)																		
事業年度中の変動額合計	—	15	15	—	42	—	6,287	6,329										
2023年3月31日残高	7,996	15	15	1,999	42	26,090	62,993	91,124										

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
2022年4月1日残高	△1,042	91,749	4,338	4,338	96,088
事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△16,168		△16,168
目的積立金の積立て			—		—
当期純利益			22,498		22,498
自己株式の取得	△0	△0			△0
譲渡制限付株式報酬に係る自己株式の処分	33	48			48
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				967	967
事業年度中の変動額合計	32	6,377	967	967	7,344
2023年3月31日残高	△1,009	98,126	5,305	5,305	103,432

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告書 贈本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

大和工業株式会社
取締役会御中

PwC あらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 木下昌久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 神戸寛史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 憲本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

大和工業株式会社
取締役会御中

PwC あらた有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木下昌久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神戸寛史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがある兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 應本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するためには必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023 年 5 月 22 日

大和工業株式会社 監査役会

常勤監査役	中 矢 憲 譲	印
常勤監査役（社外監査役）	形 山 成 朗	印
監 査 役（社外監査役）	中 上 幹 雄	印

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

兵庫県姫路市南駅前町100番

ホテル日航姫路 3階 光琳の間

開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しております
ので、お間違えのないようご注意願います。

4
十



大手前公園

大手前通り

山陽姫路駅

山陽百貨店

piole姫路

JR姫路駅

至岡山

(JR西日本) 山陽本線

至神戸

山陽新幹線

駅南大路

南口

外堀川

■ ホテル日航姫路

■ 交通のご案内

J R (山陽新幹線・在来線) 「姫路駅」 南口 徒歩 1 分